

日中サービス支援型共同生活援助について

1. 趣旨

日中サービス支援型共同生活援助は、重度化・高齢化のために日中活動サービス等を利用することができない障がいのある人を主な対象者とする共同生活援助の新たな類型であり、日常の介護はもとより、日中においても支援等を行う。

日中サービス支援型共同生活援助は、短期入所を併設し地域で生活する障がいのある人の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

	共同生活援助（グループホーム）		
	(日中サービス支援型)	(介護サービス包括型)	(外部サービス利用型)
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な障がいのある人への対応	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <u>1,105 単位～252 単位</u>	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <u>667 単位～170 単位</u>	世話人の配置に応じて <u>243 単位～114 単位</u> 標準的な時間に応じて (受託居宅介護サービス) <u>96 単位～</u>
事業所数	182 事業所	7,718 事業所	1,321 事業所

※事業所数については、国保連令和2年4月サービス提供分実績

2. 具体的な利用者像

- ・単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい人
- ・一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい人
- ・施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある人 等

3. 具体的な支援内容

- ・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援を実施
- ・主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ・利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

4. 必要な設備等

- ・共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
- ・ユニットの入居定員は2人以上10人以下
- ・居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ・居室の定員：原則1人 居室面積：収納設備を除き7.43m²

5. 岐阜市障害者総合支援協議会での評価等について

(1) 定期評価について

日中サービス支援型指定共同生活援助は、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、岐阜市障害者総合支援協議会（以下、「協議会」という。）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、協議会から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

(2) 事業者指定の申請に係る評価

事業者指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会に対し、運営方針や活動内容等を説明し、協議会による評価を受け、その内容を市へ提出する。

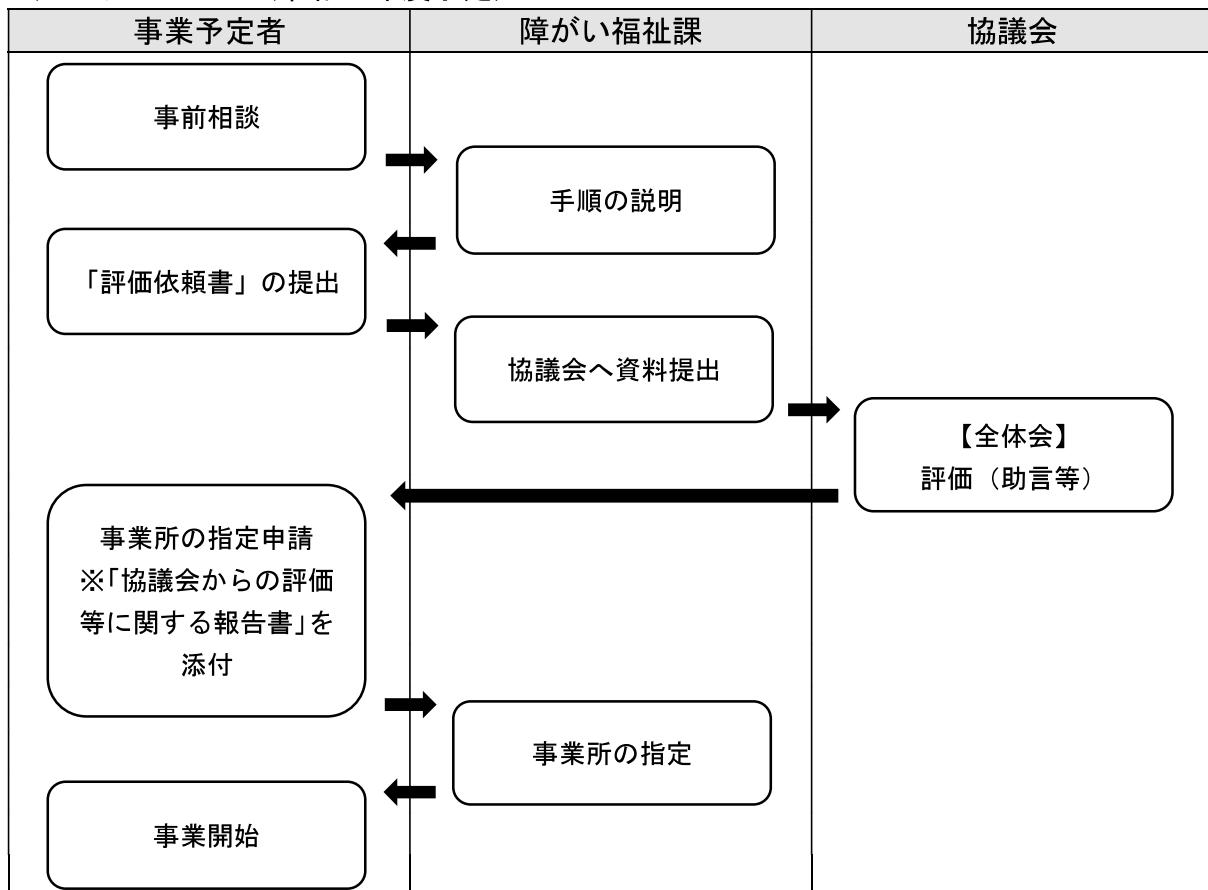
協議会への提出資料（別紙）は以下とおり

○評価依頼書（様式第1号）

（添付書類）

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の申請調書
- ・面積や設備等が分かる図面（位置図・配置図・平面図・立面図等）
- ・利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・虐待防止のために講ずる措置の概要

(3) スケジュール（令和3年度予定）



(参考様式1)

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の申請調書

(法人名 : 事業所名 :)

項目	評価の視点	具体的な内容
法人概要	法人が運営する障害福祉サービス等事業（当該事業所を除く）	<p>(事業所名称、所在地、サービス種類、指定年月日)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
共同生活援助事業所情報	指定申請を予定している日中サービス支援型指定生活援助事業所	<p>(住居名称、所在地、定員)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
	短期入所を実施する住居	<p>(住居名称、床数、型（単独型・併設型・空床利用型）)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
	主たる対象者	<p>身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者</p> <p>※特定する場合はその理由</p> <p>想定する平均障害支援区分</p>

項目	評価の視点	具体的な内容
運営・支援方針等について	当該事業所の申請に至った経緯、目的等	(当市で事業を行うに至った経緯等)
支援の基本方針	(支援に対する考え方等)	<p>※利用者の重度化・高齢化に対応するための従業者の質の確保の取組みについて記載してください。</p> <p>※介助や運動機能低下予防の取組みが必要な利用者に対し、知識や経験、専門性を有する職員の配置の予定について記入してください。また、研修体制等質の向上にかかる取組みがあれば記入してください。</p> 
日中の主な支援方法	(支援事例等)	<p>※日中をG H内で過ごす利用者に対して、利用者の個々のニーズや障害特性に配慮された活動や支援、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援や工夫を記入してください。</p> <p>※一日の活動スケジュール（想定する利用者、従業者の一日の流れ、グループホーム内外それぞれの過ごし方等まとめたもの）を添付してください。</p> 
地域との交流方法	(交流方法等)	<p>※自治会等への参加や、地域のイベントへの参加、また地域の清掃活動など、利用者と従業者が地域住民との交流の機会を図る取組みについて記載し、その頻度や年間の予定などを具体的に記載してください。</p> 

(参考様式 2)

利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措 置 の 概 要

1 利用者（入所者）又はその家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者

2 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

※具体的な対応方針

3 その他参考事項

備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。

(参考様式 3)

虐待防止のために講ずる措置の概要

1 虐待防止の責任者

氏名 :

職名 :

2 従業者の虐待についての理解を深めるための取組み

時期・回数 :

内容・講師等 :

3 虐待の防止・早期発見のための取組み

4 虐待発生時の対応

5 虐待発生後の対応

6 その他

岐阜市日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の評価等に関する事務取扱要領

令和3年6月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助について（平成30年2月21日事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室地域移行支援係通知）に基づき、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者（以下「事業実施予定者」という。）が岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）に規定する岐阜市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）に対し、運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けること及び岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下、「基準条例」という。）（平成24年岐阜市条例第64号）第202条の10に基づき、日中サービス支援型指定共同生活援助を行っている者（以下「指定事業者」という。）が協議会に対し、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、評価を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(事前評価)

第2条 事業実施予定者は、事業を開始する前に、協議会に対し、運営方針、活動内容等を説明し、協議会による評価を受けるものとする。

(事前評価の手続き)

第3条 事業実施予定者は、別に定める期日までに、評価依頼書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 事業実施予定者は、協議会へ事業の運営方針、活動内容等について説明を行い、協議会から必要な要望、助言等を求めるものとする。
- 3 事業実施予定者は、事業を開始する前に、協議会の評価内容及びそれに対する対応について、協議会からの評価等に関する報告書（様式第2号）を市長に報告するものとする。
- 4 事業実施予定者は、事業を開始する前に協議会において説明した内容に変更が生じた時は速やかに市長に報告するものとする。

(定期報告)

第4条 指定事業者は、年に1回以上、協議会に対し、事業の実施状況等を報告し、協議会から必要な要望、助言等を求めるものとする。

(定期報告の手続き)

第5条 指定事業者は、別に定める期日までに、実施状況等報告書（様式第3号）に必要な書類を添付し、市長へ提出するものとする。

- 2 指定事業者は、協議会へ事業の実施状況等について説明を行い、必要な要望、助言等を求めるものとする。
- 3 指定事業者は、協議会における評価を尊重し、事業の質を向上するように努めるものと

する。

- 4 指定事業者は、協議会における報告等の記録について、基準条例 202 条の 10 において準用する同条例第 78 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

(その他)

- 第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。